

沿岸漁業改善資金貸付事業の事務改善

玉那覇 靖

1. 概要

沿岸漁業改善資金貸付事業は、本来、他の制度資金とは大きく異なり、普及員が現場に入るための一手段として利用できる補助金的性質の強い無利息資金となっている。

しかし、事業開始の昭和54年度に創設され10年近く経った昨今に至っては「事業のための事業」的な性質が強くなり、特に貸付後の処理においては、普及活動との接点が見いだせない状況となっている。

したがって、本年度は、初心に帰り県漁政課と連携をとり「申請者マニュアル」作成等の同事業の事務処理に重点をおいて改善を行った。なお、詳細については「沖縄県沿岸漁業改善資金貸付申請書作成マニュアル」を参照されたい。

2. 事務改善の個別処理状況

県漁政課と年度当初より問題点と課題の抽出を行い、個別状況に応じて順次処理を行った。なお、同資金の詳細な事業内容等については沖縄県漁政課「沖縄の水産業」を参照されたい。

年度当初の問題点と課題	処 理 状 況	今後の対応策
1. 管理指導費について 普及所で執行できる予算は、旅費26万円、需要費8万円及び備品購入費13万円と予算規模が大変小さい。 従って、各種ルーチンで事務が滞る。	予算増額を要求中。	予算増額を強く要求。 電算化も継続実施。
2. 役割分担 各機関の役割分担が細かく明文化されていない。 地区担当も同様。	普及員用マニュアルを作成した。	事業全体がカバーできるよう法規集の充実と漁協職員用マニュアルの作成。
3. 文書の整理 型式の文書の散逸。又、去年度等の文書引継まだ。	型式の文書を整理した。引継まだ。	引継文書の整理。
4. 貸付後の処理 貸付後、漁業者とのコンタクトが殆ど無い。	改善無し。	地区レベルでも検討し、マニュアル化が必要。 営漁指導の観点から漁連、信連等とも連携をとる。
5. 需要額調査の徹底 調査が徹底されていない。	貸付率変更等の改正案を検討中。	パンフレットの作成等、広報活動の充実。
6. 事務の標準化 普及員や漁協職員により対応がバラバラである。	普及員用マニュアル、申請者用マニュアル、漁協担当者名簿、チェックポイント表を作成。 伊江漁協での重点指導の実施。	担当者会議を開催。 アンケートの実施。 他府県事例調査。

貸付の適否に関するチェックポイント表

チ ェ ッ ク 項 目	法 令 等 の 根 拠
<p>1. 貸付対象者であるかどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 10 t未満の漁船を利用するもの（養殖のみ可） (2) 過去に同一機器の借り入れがないこと (3) 同一機器の申請要件を満たしていること （債務引受者も原則として同様） (4) 必要な免許が取得済みであること (5) 漁業実績が把握できること但し兼業もOK （継続性・安定性） (6) 過去の借り入れにおいて延滞がないこと (7) 需要調査に回答しているか又は緊急性があるか 	<p>助成法施行令第1条 制度の運営について（通達）第4 同上ただし書き 運営協議会における審査基準 制度の運営について（通達）第1 “ “</p>
<p>2. 貸付対象機器であるかどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 型式認定機器であること (2) 漁船法に基づく馬力数に適合すること (3) 旧型でかつ高価なものは、新型でかつ安価な機器を導入すること 	<p>制度の運営について（通達）第1 “ 制度の趣旨（経営の改善、貸付枠）</p>
<p>3. 申請金額が適当かどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 資金種類ごとの限度額以内であること (2) 借り入れ総計が800万円を超えないこと (3) 返済計画に無理がないこと (4) 同一機器については見積り金額が適正か (5) 別の資金で申請していないこと 	<p>沖縄県貸付規則第2条 沖縄県貸付規則第3条 運営協議会における審査基準 “ 制度の運営について（通達）第9 （補助残融資は認められない）</p>
<p>4. 保証人が適当かどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請額に応じた人数になっていること (2) 保証人に延滞等がないこと (3) 保証人の年齢が適当であること （最終償還期限までに70才をこえないこと） 	<p>事務処理要綱第25条 運営協議会における審査基準 “ “</p>
<p>5. 普及員・漁協長の意見が「適当」と判断されていること</p>	<p>運営協議会における審査基準</p>